

大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例施行規則

令和元年10月1日
規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例(令和元年条例第22号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公衆喫煙所)

第2条 区長は、条例の目的を達成するため、公衆喫煙所を設置し、又は指定することができる。

2 公衆喫煙所は、人通りの多い方向に煙が容易に漏れ出ないように整備され、かつ、適切に管理運営されていなければならない。

3 行事等のために公共の場所に臨時の公衆喫煙所を設置しようとする者は、臨時公衆喫煙所設置届(別記第1号様式)を区長に提出しなければならない。

(喫煙禁止重点対策地区の指定等に係る告示)

第3条 条例第10条第4項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 喫煙禁止重点対策地区の名称
- (2) 喫煙禁止重点対策地区を指定し、変更し、又は解除する範囲
- (3) 喫煙禁止重点対策地区を指定し、変更し、又は解除する期日

(身分証明書の携帯等)

第4条 条例第11条に規定する指導及び条例13条に規定する過料の処分に係る事務に従事する職員は、その身分を示す証書として大田区喫煙マナー指導員証(別記第2号様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指導)

第5条 条例第11条に規定する指導は、指導書(別記第3号様式)及び指導書交付控(別記第4号様式)を作成し、指導書交付控に当該指導の相手方の署名を求めた上で、指導書を相手方に交付することにより行う。

(過料)

第6条 条例第13条の規定により過料を科そうとするときは、告知・弁明書(別記第5号様式)により、過料を科そうとする者に対し、あらかじめ告知し、弁明の機会を付与するものとする。

2 前項の規定による手続後、過料を科すときは、過料処分通知書(別記第6号様式)を交付するものとする。

3 条例第13条の規定により科す過料の額は、1,000円とする。

(委任)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別記

第1号様式

(第2条関係)

第2号様式

(第4条関係)

第3号様式

(第5条関係)

第4号様式

(第5条関係)

第5号様式

(第6条関係)

第6号様式

(第6条関係)